

JICQA 審査登録規則

(FSSC 及び JFS-C 固有事項)



2021年1月12日

日本検査キューエイ株式会社

JICQA 審査登録規則(FSSC 及び JFS-C 固有事項)

1.目的

この **JICQA 審査登録規則(FSSC 及び JFS-C 固有事項) (C510E01(FSSC/JFS-C))** (以下、本規則という) は、**JICQA 審査登録規則(C510E01)**に加え、FSSC 及び JFS-C に係る追加の固有事項を定めたものである。

2.適用範囲

本規則は、JICQA が実施する FSSC 及び JFS-C 審査登録業務に適用する。

3.定義

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 3.定義に下記 3.16 を追加する。

3.16 非通知審査

JICQA が組織に審査日を予め通知せずに登録組織の施設で行われる完全な現地サーベイランス審査。3年間の認証期間において、2回あるサーベイランス審査のうち、少なくとも1回は非通知審査を実施する。なお、生産が行われていないような正当な理由がある場合は、JICQA と組織との間でブラックアウトデイを事前に合意することができる。

4.審査登録の申請及びそのレビュー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 4.審査登録の申請及びそのレビューによる。

5.審査プログラム

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 5.審査プログラムによる。

6.基本的な審査フロー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 6.基本的な審査フローによる。ただし、6.4 審査結果報告は、下記による。

6.4 審査結果報告

1)JICQA は、審査結果を報告書にまとめる。報告書には、次の事項を含める。

- (1)適用規格の要求事項に対する適合性の評価結果
- (2)登録、登録維持または登録更新についての審査チームの結論
- (3)現地審査において観察された不適合及びその程度の特定

不適合の定義は、“要求事項を満たしていないこと”であり、その要求事項には、適用規格の要求事項、**JICQA 審査登録規則 (C510E01)** の要求事項、**JICQA 登録マーク・認定シンボル使用規則 (C510E07)** の要求事項、法令及び規制要求事項、顧客を含む利害関係者の要求事項、組織が自ら定めた要求事項を含む。不適合の所見は次の3つにランク付けされる。

a) 危機的な不適合

食品安全が直接影響を受ける、あるいは適法性及び／または認証の完全性が危機に瀕している不適合。

b) 重大な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える不適合。

c) 軽微な不適合

意図した結果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない不適合。

- (4)不適合に対して、組織から提出された修正処置及び是正処置 (是正処置計画を含む) の有効性の評価

2) 不適合に対する処置

(1) 危機的な不適合

- ・危機的な不適合が観察された時点で審査は中断され、登録は直ちに一時停止される。
- ・組織は、修正処置又は修正処置計画、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置計画を審査中断後 14 日以内に JICQA に提出すること。
- ・審査中断後 6 週間から 6 ヶ月以内に再審査を実施し、登録の一時停止が解除されなければならない。登録の一時停止が解除されない場合は、登録の取り消しとなる。

(2) 重大な不適合

- ・組織は、修正処置、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置を合意した期日までに JICQA に提出すること。
- ・審査終了日から 28 日以内にフォローアップ審査を実施し、修正処置及び是正処置の有効性が確認されなければならない。28 日以内に有効性が確認されない場合は、直ちに登録の一時停止となる。なお、フォローアップ審査の結果は、上記 1) の報告書に織り込まれる。

(3) 軽微な不適合

- ・組織は、修正処置、指摘事項の影響する範囲の特定、不適合の原因及び是正処置計画を合意した期日までに JICQA に提出すること。
- ・審査終了日から 28 日以内に是正処置計画及び修正処置は容認されなければならない。容認されない場合は、登録の一時停止となる。
- ・組織は、是正処置を是正計画に従って完了しなければならない。
- ・是正処置計画に基づき実施された是正処置の有効性は、次回審査で確認する。

なお、初回審査は、危機的な不適合による審査の中断及び不適合の処置が規定期間内に完了しない場合は、初回審査を終了し、「登録を推奨しない」として認証決定プロセスに諮る。

7. 初回登録

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 7. 初回登録による。ただし、7.4 登録組織の公表、7.5 登録組織情報の届出については、次の事項による。

7.4 登録組織の公表

1) JICQA は、下記に示す登録組織の情報を JICQA ウェブサイトで公表する。登録情報を非公開とすることはできない。

- (1) 組織名
- (2) 所在地
- (3) 登録日
- (4) 登録番号
- (5) 適用規格
- (6) カテゴリ／セクター
- (7) 登録範囲

2) JICQA は、登録の一時停止、または取消しとなった登録組織を JICQA ウェブサイトに公表する。

7.5 登録組織情報の届出

1) JICQA は、認定範囲にある組織を登録した場合、登録組織の情報を認定機関である JAB 及びスキームオーナーである FSSC 22000 財団、一般財団法人食品安全マネジメント協会 (以下、JFSM という) に届け出る (データベースへの登録を含む)。また、登録組織の情報に変更が生じた場合も、同様に届け出る。

2) 登録組織は、JICQA が届け出た情報を当該機関のウェブサイトに公開することに同意すること。

8. 登録の維持

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 8. 登録の維持による。

9.登録の更新

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 9.登録の更新による。

10.その他の審査

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 10.その他の審査による。

11.申請組織、登録組織への要求事項

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 11.申請組織、登録組織への要求事項による。ただし、11.4 届出事項、11.9 FSSC に関する追加要求事項、11.10 JFS-C に関する追加要求事項は次による。

11.4 届出事項

組織は、次に該当する場合は、3 営業日以内にその状況を JICQA に報告すること。JICQA は (1)~(4)に該当する届出を受理した場合、スキームオーナーに報告する。

- (1) 食品安全または法的義務に関する訴訟手続き及び起訴を受けた場合
- (2) 食品安全に関係する公開リコール、食品安全事故が発生した場合
- (3) 食品安全に関して、法令・基準等を逸脱し、所轄官公庁等に届出、報告しなければならない事実が明らかになった場合、あるいは現に届出、報告を行った場合（これにはデータの改ざんによるものを含む）
- (4) 組織に影響を与える非常事態（自然災害または人為的災害などの結果、食品安全または認証の完全性に重大な影響を及ぼす事象）が発生した場合
- (5) マネジメントシステムや登録範囲等の変更が生じた場合（**登録情報確認表 (*510F10)** または**マネジメントシステム変更届出書 (C510F11)** により届け出ること）

11.9 FSSC に関する追加要求事項

- 1) 登録組織は、次のものに FSSC 22000 認証ロゴの使用及び文章による登録の表明は行ってはならない。
 - (1) 製品
 - (2) 製品ラベル
 - (3) 製品の包装（一次、二次、またはその他の形式を含む）
- 2) 組織は、FSSC 22000 財団が JICQA の実施する組織に対する審査に立会う必要がある場合は、これを受け入れること。
- 3) 登録組織に関する情報を必要に応じて FSSC 22000 財団及び政府当局と共有すること。
- 4) 組織が希望する場合は、全てのサーベイランス審査及び更新審査を非通知審査で実施することができる。
- 5) 計画した非通知審査が全て実施できなかった場合は、非通知審査終了日から 4 週間以内に未実施の審査について追加の審査を実施する。
- 6) 正当な理由がなく非通知審査を拒否した場合は、当該組織の登録を一時停止する。予定された非通知審査日から 6 ヶ月以内に非通知審査が実施できない場合は、登録を取り消す。
- 7) 登録の一時停止、取消しまたは登録範囲の縮小となった場合は、当該組織は、その旨を必要な利害関係者に通知すること。

11.10 JFS-C に関する追加要求事項

- 1) 組織は、JFS-C の登録証は原則として所在地毎に発行することを了解すること。
- 2) 組織は、認定機関及び JFSM が JICQA の実施する組織に対する審査に立会う必要がある場合は、これを受け入れること。
- 3) 組織は、JFSM が登録組織に対して行う調査を受け入れること。調査には、認定機関もしくは JICQA に同行する場合、または JFSM 単独で訪問する場合もある。
- 4) 組織は、11.4 (1)~(4)に該当する届出事項を JFSM に報告しなければならない。

12.登録の一時停止、取消し及び登録範囲の縮小

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 12.登録の一時停止、取消し及び登録範囲の縮小による。

13.機密保持、個人情報保護

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 13.機密保持、個人情報保護による。

14.異議申立て及び苦情申立て

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 14.異議申立て及び苦情申立てによる。

15.求償

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 15.求償による。

16.審査登録料金及び費用の支払い

申請組織及び登録組織は、審査登録業務の内容に応じた次の審査登録料金及び費用を JICQA に支払わねばならない。支払われた料金及び費用は、JICQA の責に帰す場合を除き返還しない。料金表は別に定め、その最新版を適用する。

- (1) 申請料
- (2) 基本料
- (3) 各審査料
- (4) 各審査実施に伴う交通費、宿泊料及び移動料
- (5) 登録料
- (6) 登録維持料（認定機関関連料金を含む）
- (7) FSSC における FSSC 22000 財団の登録維持料（登録証毎に発生）
- (8) JFS-C における JFSM の登録維持料（登録証毎に発生）
- (9) JICQA は、理由の如何に関わらず非通知審査を実施できなかった場合には、JICQA 審査チームの交通費、宿泊料及び移動料を含め、審査に係るすべての費用を当該組織に請求できるものとする。
- (10) その他、申請組織または登録組織と JICQA で合意された追加料金及び費用

17.付帯サービス

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 17.付帯サービスによる。

18.本規則の改訂

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 18.本規則の改訂による。

19.準拠法及び管轄裁判所

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 19.準拠法及び管轄裁判所による。

20.協議

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 20.協議による。

付則

JICQA 審査登録規則(FSSC 及び JFS-C に関する固有事項)(C510E01-R08(FSSC/JFS-C) , 2021-01-12)は 2021 年 1 月 12 日より発効する。これに伴い、JICQA 審査登録規則(FSSC 及び JFS-C に関する固有事項)(C510E01-R07(FSSC/JFS-C) 改 1, 2020-06-01)は 2021 年 1 月 12 日をもって失効する。

以 上